

私立幼稚園の新設等に係る認可等の取扱基準

(昭和 54 年 7 月 10 日総務部長決裁)

(平成 18 年 3 月 15 日改正)

1 新設の場合

- (1) 新たに幼稚園を設置しようとする場合にあつては、新設予定地域の幼児人口及びその動態、並びに既設幼稚園の園児の状況、保育園における措置児童の状況等を考慮して、認可の可否を決定するものとするが、当該幼稚園を設置しようとする場所を中心にして、おおむね半径(大河川等により直線で測定することが適当でないとき認められるときには迂回路の距離以下同じ)1キロメートル以内に既に幼稚園が設置されている場合にあつては、次のとおりとする。
 - (ア) 当該幼稚園を設置しようとする場所を中心にしておおむね半径 1 キロメートル以内に既に幼稚園が設置されている場合は、原則として設置の認可を行わないものとする。
 - (イ) (ア)の場合にあつて、既に設置されている幼稚園の実員の合計が定員の合計を充足している場合には、既設幼稚園の実態等を考慮して認可の可否を決定するものとする。
 - (2) 新たに幼稚園を設置しようとする場合の幼稚園の収容定員は、原則として 80 人以上とする。
 - (3) 新たに幼稚園を設置しようとする場合、当該幼稚園を設置しようとする場所を中心に、おおむね半径 1 キロメートル以内に存する小学校区内において、幼児の確保が見込まれること。
 - (4) 新たに幼稚園を設置しようとする場合、当該幼稚園は、幼稚園設置基準第 5 条に定めるものの他、次の要件を満たさなければならない。
 - (ア) 園長は専任とする。

但し、特別の事情により他の幼稚園との兼務の園長を置く場合あつては、2 園を超えて兼務できない。
 - (イ) 教諭のうち 1 人以上は、学校教育法第 1 条に定める学校において 1 年以上教育に従事したことのある者を配置しなければならない。
 - (5) 新たに幼稚園を設置しようとする者は、新たに幼稚園を設置しようとすることについて、あらかじめ当該幼稚園を設置しようとする場所の属する市町村の長及び教育委員会(当該市町村に幼稚園保育所関係代表者を含めた連絡調整機関等が設置されている場合は当該連絡調整機関)と連絡をとり、十分に意見を聞かなければならない。
- ### 2 収容定員増の場合
- (1) 既設幼稚園が収容定員増を行おうとする場合にあつては当該既設幼稚園が存する地域の幼児人口及びその動態並びに隣接する幼稚園の園児の状況等を考慮して収容定員増に関する認可の可否を決定するものとする。

(2) 既設幼稚園が収容定員増を行おうとする場合の収容定員増後の定員については1の(3)と同様にする。

- 3 幼稚園の設置予定者又は設置者が新たに幼稚園を設置しようとする場合若しくは幼稚園の収容定員増を行おうとする場合にあつては、当該設置予定者又は設置者は、幼稚園の設置若しくは収容定員増について、あらかじめ社団法人熊本県私立幼稚園連合会の意見を聞くものとする。

なお、既設幼稚園の設置者が当該幼稚園を移転しようとする場合にあつても同様とする。